

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和二年六月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称		変更のあった農産物検査員	
三原農業協同組合	追加	変更内容	変更年月日
住所	力石 康成	氏名	令和二年六月一日
山名 智	三原市南方二丁目二五番一〇号	住所	
三原市下北方二丁目六番一六一〇二号	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	農産物検査を行う農産物の種類	